

呉市屋外広告物審議会規則をここに公布する。

平成28年1月7日

呉市長 小村和年

呉市規則第1号

呉市屋外広告物審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、呉市屋外広告物条例（平成27年呉市条例第 号）第44条第4項の規定に基づき、呉市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 屋外広告業に関係のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、これを再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 第2条の規定にかかわらず、特別な事項の調査及び審議をさせるため必要があるときは、審議会に別に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別な事項に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別な事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれの半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出等の要求)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に

対し，資料の提出，意見の陳述，説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は，都市部都市計画課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後又は委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議については，第6条第1項の規定にかかわらず，市長が招集する。